

別記様式第2号

水産用抗菌剤使用指導書交付申請書（鹿児島県版：内水面養殖）

平成 年 月 日

- ○支庁林務水産課長 殿
- 地域振興局林務水産課長 殿
- 鹿児島県水産技術開発センター所長 殿
- 鹿児島県水産振興課長 殿
- 漁業協同組合代表理事組合長 様

下記のとおり、水産用抗菌剤使用指導書の交付を申請します。

なお、水産動物に抗菌剤を使用するに当たっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第52条第1項で規定されている医薬品に添付されている文書又はその容器若しくは被包に記載されている事項及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成25年農林水産省令第44号）第2条で規定されている動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準を遵守し、適正に使用します。

記

- 1 養殖業者等名：（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊞
- 2 住所：（水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物を養殖する施設等の住所）
電話番号：
- 3 使用を希望する水産用抗菌剤についての情報
（①②③について該当箇所の□を塗りつぶしてください：複数回答可）

①使用したい水産用抗菌剤の名称	②水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の種類	③水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の疾病
□ フロルフェニコール	□ にしん目魚類（淡水魚養殖：あゆを除く）	□ セツソウ病 □ ビブリオ病
	□ うなぎ目魚類	□ パラコロ病
	□ あゆ	□ ビブリオ病
□ 塩酸オキシテトラサイクリン	□ にしん目魚類（淡水魚養殖：あゆを除く）	□ セツソウ病 □ ビブリオ病 □ 連鎖球菌症
	□ うなぎ目魚類	□ パラコロ病
□ オキシリン酸	□ にしん目魚類（淡水魚養殖：あゆを除く）	□ セツソウ病 □ ビブリオ病
	□ うなぎ目魚類	□ 鰭赤病 □ 赤点病 □ パラコロ病
	□ こい目魚類	□ エロモナス病
	□ あゆ	□ ビブリオ病
□ オキシリン酸（薬浴剤）	□ うなぎ	□ パラコロ病
	□ あゆ	□ ビブリオ病
□ スルファモノトキシン又はそのナトリウム塩	□ にしん目魚類（淡水魚養殖：あゆを除く）	□ セツソウ病 □ ビブリオ病
	□ うなぎ目魚類	□ 鰭赤病
	□ あゆ	□ ビブリオ病
□ スルファモノトキシンナトリウム（薬浴剤）	□ にしん目魚類（淡水魚養殖：あゆを除く）	□ セツソウ病 □ ビブリオ病
□ スルファモノトキシン及びオルメトプリムの配合剤	□ うなぎ目魚類	□ パラコロ病
	□ あゆ	□ ビブリオ病
□ スルフィゾールナトリウム	□ にじます □ あゆ	□ ビブリオ病 □ 冷水病
	□ こい	□ カラムナリス病
□ ()	□ ()	□ () □ () □ ()